

用語の解説

人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、調査時に調査の地域に常住している者をいう。常住している者とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

年齢

年齢は、調査日前日（平成22年9月30日現在）による満年齢を基に集計した。

なお、平成22年10月1日午前零時に生まれた人も0歳として集計した。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無に関わらず、実際の状態により次のとおり区分した。

未 婚—まだ結婚をしたことのない人

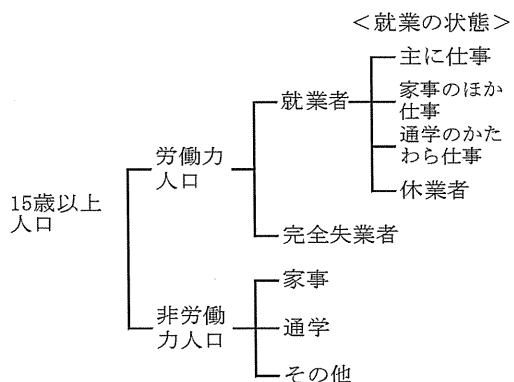
有配偶—届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死 別—妻又は夫と死別して独身の人

離 別—妻又は夫と離別して独身の人

労働力状態

15歳以上の者について、平成22年9月24日から30日までの1週間（以下「調査期間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



労働力人口

就業者と完全失業者を併せたもの

就業者

調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人のこと。

なお、収入になる仕事を持っているが、調査期間中、少しも仕事をしなかった人のうち次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇等で仕事を休み始めてから30日未満の場合また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事

主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事などのほか仕事

主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

休業者

勤め人が病気等で休んでいても、賃金や給料等をもらったか、もらうことになっている場合。

事業を営んでいる人が病気等で仕事を休み始めてから30日未満の場合。

完全失業者

調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口

調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事

自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学

主に通学していた場合。ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校や洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

その他

上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

従業上の地位

就業者を、調査期間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分した。

雇用者

会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

正規の職員・従業員

勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバイト・その他

就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人

雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件に関係なく、「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

役員

会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

雇人のある業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従事者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

産業

産業は、就業者について、調査期間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査期間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

平成22年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成19年11月改訂）を基に、平成22年国勢調査の集計用に再編成したもので、20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類から成っている。

なお、産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

第1次産業	A 農業、林業
	B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業
	D 建設業
第3次産業	E 製造業
	F 電気・ガス・熱供給・水道業
	G 情報通信業
	H 運輸業、郵便業
	I 卸売業、小売業
	J 金融業、保険業
	K 不動産業、物品賃貸業
	L 学術研究、専門・技術サービス業
	M 宿泊業、飲食サービス業
	N 生活関連サービス業、娯楽業
	O 教育、学習支援業
	P 医療、福祉
	Q 複合サービス事業
	R サービス業（他に分類されないもの）
	S 公務（他に分類されるものを除く）

国籍

国籍は、日本以外を「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「インドネシア」、「アメリカ」「その他」に区分した。なお、二つ以上の国籍をもつ人については、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の両方の国籍を持つ人－日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人－調査票の国名欄に記入された国

一般世帯

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸をかまえて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

核家族世帯

一般世帯のうち、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯及び女親と子どもから成る世帯をいう。

平均年齢

本書に掲載されている15歳以上就業者の平均年齢は、以下の式により算出した。

$$\text{平均年齢} = \frac{15\text{歳以上就業者の年齢(各歳)} \times \text{の各歳別人口}}{\text{15歳以上就業者}}, +0.5$$

※ 平均年齢に0.5を加える理由
国勢調査では、10月1日現在の満年齢を用いて集計している。
つまり、10月1日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計している。
そこで平均年齢を算出する際に、平均である半年分（0.5歳）を加えている。

[注意事項]

- 1 この集計結果における構成比は、四捨五入により算出しているため、合計は必ずしも総数（100%）とは一致しない。
- 2 平成17年国勢調査の調査項目であった就業時間に関する調査は、22年調査では調査対象外となった。